

第二十三條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第二十二條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第二十一條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第二十條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十九條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十八條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十七條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十六條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十五條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十四條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十三條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十二條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十一條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

第十條 本會は、本會の事務を執行するに必要とする事項を、本會の決議を経て、本會の承認を得て、本會の承認を得る。

金錢出納並ニ財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

第二十四條 中央委員ハ大會ニ於テ選舉ス

但シ選舉區及人員ハ大會準備中央委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 各部ノ部長ハ中央委員會ノ承認ヲ得テ會長之ヲ任命

シ、各部ノ事務ヲ分擔處理セシムルモノトス

第五章六 加盟及脱退

第二十六條 本同盟ニ加盟セントスル組合ハ左ノ要件ヲ具備スル

事ヲ必要トス

(一) 本同盟ノ主義、綱領ヲ遵守スル事ヲ誓約シ五十人以上ノ

労働者ヲ以テ組織セル組合タルコト

(二) 毎月定額ノ本部費ヲ納付スルノ外大會及豫中央委員會ノ

決議セラル臨時費ヲ負擔シ且將來脱退シ又ハ脱退セシメラ

スル事アルモ財産上何等ノ請求ヲナサザル事ヲ誓約セル

之ヲ組合タルコトヲ要ス